

おくやみハンドブック

～ご逝去に伴う手続きのご案内～

※ この一覧はご逝去に伴う手続きのすべてを網羅しているものではありません。

奥州市ではご逝去に伴う市役所のお手続きについてご案内する

「おくやみコーナー」を設置しています。どうぞご利用ください。

(市民課受付窓口⑦番、⑧番)

※おくやみコーナーでのご案内後、各担当窓口で各種手続きを行っていただきます。

おくやみコーナーをご利用にならず、直接各担当窓口に行って手続きをしていただくことも可能です。

電話番号：0197-34-2912（市民課直通）

奥州市

令和3年4月現在

死亡届に伴う手続き一覧

亡くなられた方	内 容	担当課	ハンドブック 記載ページ
世帯主	世帯主の変更届が必要です。	市民課 (1階)	3
年金加入者・受給者	未支給年金や遺族基礎年金等の請求手続きがあります。 ※厚生年金は一関年金事務所、共済年金はそれぞれの共済組合で手続きしてください。		5
国民健康保険の加入者	葬儀を行った方(喪主)に葬祭費が支給されます。	健康増進課 (2階)	3
後期高齢者医療の加入者	葬儀を行った方(喪主)に葬祭費が支給されます。保険料の精算に係る手続きが必要な場合もあります。		4
医療費助成の受給者	受給資格喪失及び振込先変更の届出が必要です。		4
介護保険の加入者	介護保険被保険者証等の返納が必要です。保険料の精算に係る手続きが必要な場合もあります。	長寿社会課 (2階)	6
障害者手帳等の交付者	手帳や受給者証の返納が必要です。	福祉課 (2階)	9
特別障害者手当・特別児童扶養手当等の受給者	手当喪失の手続きが必要です。		9
児童手当・児童扶養手当の受給者	受給者変更等の手続きが必要です。	子ども家庭課 (2階)	10
保育所等を利用している方	変更手続きが必要です。	保育子ども園課 (2階)	11
見分森霊園の使用者	継承の手続きが必要です。	生活環境課 (2階)	6
犬を飼っている方・動物の飼養許可を うけている方	届出が必要です。		15
空き家になった場合等	届出が必要です。(空き家の管理や利活用のご相談も できます。)		15
土地・家屋の所有者	固定資産を所有している方は手続きが必要です。	税務課 (3階)	12
原付等の所有者	名義変更の手続きが必要です。		12
市税の納税者	未納がある場合、手続きが必要です。	納税課 (3階)	13
農業者年金の受給者・加入者	死亡届が必要です。(提出先は最寄りのJA各支店窓口 です。)	農業委員会 (5階)	6
農地の所有者	相続登記後に届出が必要です。		8
山林、原野の所有者	相続登記後に届出が必要です。	農地林務課 (5階)	7
市営住宅入居者等	市営住宅入居者や保証人だった場合は届出が必要で す。	水沢総合支所 (5階)	7
水道の使用者(請求 先)	お客様センター(メイプル西館2階 TEL:25-6700) に電話でご連絡ください。	上下水道部 (江刺・3階)	14
給水装置の所有者	届出が必要です。		14
下水道・農集の受益者 負担金等を納入中の方	届出が必要です。		14
浄化槽の管理者	届出が必要です。		14

目 次

- 世帯主変更（住民票の手続き）・・・3P
- 国民健康保険に加入していた方・・・3P
- 後期高齢者医療に加入していた方・・・4P
- 医療費助成を受けていた方・・・4P
- 年金を受給または加入していた方・・・5P
- 農業者年金を受給または加入していた方・・・6P
- 介護保険に加入していた方・・・6P
- 見分森霊園を使用していた方・・・6P
- 市営住宅にお住まいの方・奥州市内の森林所有者の方・・・7P
- 奥州市内の農地所有者の方・・・8P
- 障がいのある方・・・9P
- 子どもや子育て世帯の方・・・10・11P
- 市税に関する手続き・・・12・13P
- 上下水道に関する手続き・・・14P
- 犬を飼っている方，特定動物の飼養許可を受けている方，空き家となったとき・・・15P

受付窓口の記載例

- ⓑ・・・奥州市役所本庁 ⓓ・・・江刺総合支所 ⓑ・・・前沢総合支所 ⓓ・・・胆沢総合支所
- ⓑ・・・衣川総合支所

《必要なもの》の凡例

- マイナンバー確認書類
・・・現住所記載のマイナンバーカード又はマイナンバー入り住民票
- 通帳等・・・振込先の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの
- 認 印・・・朱肉を使うもの。ゴム印やスタンプ印は使えません。

- 死亡に伴う各種手続きに必要な住民票・戸籍等を請求の際には，免許証・保険証などで窓口に来た方の本人確認を行います。又，別世帯の方の住民票や，直系親族以外の戸籍等請求の際には，委任状が必要な場合があります。
 - 亡くなられた方の死亡事項が戸籍や住民票に反映されるまで，事務処理の都合上1週間～10日程度かかります。

お手続きの確認に、チェック欄をご活用ください。

活用例 ㊦:手続きチェック

8/30:手続き完了日

☑	手続きの内容	受付窓口
☐ / /	<p>世帯主が亡くなったとき</p> <p>新しい世帯主を指定する届出。ただし、①残る世帯員が 1 人又は②残る世帯員のうち、15 歳以上が 1 人の場合は手続き不要。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①国民健康保険被保険者証（加入者のみ返納。）</p> <p>※世帯員ではない方が届出する場合は委任状が必要。</p>	<p>㊦ 1階 市民課 市民係 ☎0197-34-2912</p> <p>㊧ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-2518</p> <p>㊨ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0270</p> <p>㊩ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-0316</p> <p>㊪ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2365</p>
☐ / /	<p>国民健康保険の加入者が亡くなったとき</p> <p>葬儀の翌日から 2 年以内に申請すると、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費が支給。</p> <p>また、保険税の精算（国民健康保険税納付・還付対象者）が生じる方や、未支給の療養費や高額療養費等がある場合、相続人代表者にも手続き有。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①国民健康保険被保険者証 ②喪主及び相続人の認印</p> <p>③喪主及び相続人の振込先の通帳等</p> <p>④喪主であることが分かるもの（亡くなった方と別世帯の場合のみ）</p>	<p>【葬祭費及び国保手続き】</p> <p>㊦ 2階 健康増進課 国保係 ☎0197-34-2901</p> <p>㊧ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-2520</p> <p>㊨ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0272</p> <p>㊩ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-0318</p> <p>㊪ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2367</p>

☑	手続きの内容	受付窓口
☐ /	<p>後期高齢者医療の加入者が亡くなったとき (75歳以上又は65歳~74歳で一定の障害をお持ちの方)</p> <p>葬儀の翌日から2年以内に申請すると、葬儀を行った方(喪主)に葬祭費が支給。 また、保険料の精算(後期高齢者医療保険料納付・還付対象者)が生じる方や、未支給の療養費や高額療養費等がある場合、相続人代表者にも手続き有。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①後期高齢者医療被保険者証 ②喪主及び相続人の認印 ③喪主及び相続人の振込先の通帳等</p>	<p>⑨ 2階 健康増進課 医療給付係 ☎0197-34-2902</p> <p>⑩ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-2520</p> <p>⑪ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0272</p> <p>⑫ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-0318</p> <p>⑬ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2367</p>
☐ /	<p>国保・後期高齢以外の健康保険の加入者が亡くなったとき</p> <p>加入先(勤務先など)にご連絡ください。</p>	<p>故人の勤務先など</p>
☐ /	<p>医療費助成を受けている方(乳幼児、小学生、中学生、高校生等、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等、寡婦)が亡くなったとき</p> <p>受給資格喪失及び振込先変更の届出。※郵送手続可。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①受給者証 ②相続人代表者の認印 ③相続人代表者の通帳等</p>	<p>⑨ 2階 健康増進課 医療給付係 ☎0197-34-2902</p> <p>⑩ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-2520</p> <p>⑪ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0272</p> <p>⑫ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-0318</p> <p>⑬ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2367</p>

☑	手続きの内容	受付窓口
☐ /	<p>老齢年金，障害年金，遺族年金を受給していた方が亡くなったとき</p> <p>未支給年金請求の手続き。また，受給要件に該当する遺族の方は遺族年金を請求できる場合があります。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>① 手続きする方（請求者）のマイナンバー確認書類 ② 年金証書 ③手続きする方（請求者）の通帳等 ④手続きする方（請求者）の戸籍謄本（亡くなった方との続柄の分かるもの）など。</p> <p>死亡届のみ提出の場合</p> <p>《必要なもの》</p> <p>① 年金証書 ②死亡の事実を明らかにすることができる書類・住民票除票（コピー不可）・戸籍抄本・死亡診断書（コピー可）などのうちいずれかの書類</p> <p><u>詳しくは電話でお問い合わせください。</u></p>	<p>【厚生年金を受給していた方】</p> <p>日本年金機構一関年金事務所 ☎0191-23-4246（自動音声対応） ※ 予約相談 ☎0570-05-4890</p> <p>【国民年金（老齢，障害，遺族基礎年金）のみ受給していた方の未支給年金請求及び死亡届】</p> <p>☎1階 市民課 国民年金係 ☎0197-34-2914</p> <p>☎1階 市民生活グループ ☎0197-34-2518</p> <p>☎1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0270</p> <p>☎1階 市民生活グループ ☎0197-34-0316</p> <p>☎1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2365</p>
☐ /	<p>年金の受給開始前に亡くなった方のご遺族で各制度の受給要件に該当するとき</p> <p>遺族基礎年金及び遺族厚生年金，死亡一時金，寡婦年金受給の申請をすることができます。</p> <p>※遺族基礎年金，死亡一時金，寡婦年金は重複して受け取れません。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①手続きする方（請求者）のマイナンバー確認書類 ②年金手帳 ③手続きする方（請求者）の通帳等 ④手続きする方（請求者）の戸籍謄本（亡くなった方との続柄の分かるもの）など。</p> <p><u>受給要件に該当するかどうかについては電話でお問い合わせください。</u></p>	<p>【遺族厚生年金を含む申請届出】</p> <p>日本年金機構一関年金事務所 ☎0191-23-4246（自動音声対応） ※ 予約相談 ☎0570-05-4890</p> <p>【遺族基礎年金，死亡一時金，寡婦年金の申請届出】</p> <p>☎1階 市民課 国民年金係 ☎0197-34-2914</p>

☑	手続きの内容	受付窓口
☐	<p>農業者年金の受給者・加入者が亡くなったとき</p> <p>/ 受給者：死亡届，未支給年金，死亡一時金請求の手続き。 加入者：年金を受給する前に亡くなられた場合は，遺族の方が死亡一時金を請求できる場合があります。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>① 年金証書又は年金被保険者証（紛失した場合はお知らせください） ② 手続き(請求)する方の通帳等 ③ 認印 ④ 亡くなった方の戸籍（除籍）謄本（死亡日の記載があるもの） ⑤ 請求者の戸籍抄本（亡くなった方との続柄を確認できるもの）</p> <p>※ご不明な点があれば農業委員会事務局にお問い合わせください。</p> <p>☎ 5階 農業委員会事務局 ☎0197-34-1753</p>	<p><u>最寄りの JA 各支店窓口</u></p>
☐	<p>介護保険に加入している方（65 歳以上の方，または 40 歳から 64 歳までの方で要介護認定を受けている方）が亡くなったとき</p> <p>/ 介護保険被保険者証等の返納。 また，保険料の精算（介護保険料納付・還付対象者）が生じる方や，介護サービスを利用されていた方で，未支給の高額介護サービス費がある場合，相続人代表者にも手続き有。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>① 介護保険被保険者証 ② 介護保険負担限度額認定証・負担割合証（<u>お持ちの方のみ</u>） ③ 相続人の認印 ④ 相続人の通帳等</p>	<p>☎ 2階 長寿社会課 ☎0197-34-2198</p> <p>☎ 1階 健康福祉グループ ☎0197-34-2522</p> <p>☎ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0274</p> <p>☎ 健康福祉グループ (健康増進プラザ悠悠館内) ☎0197-46-2977</p> <p>☎ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2369</p>
☐	<p>見分森霊園の使用者（名義人）が亡くなったとき</p> <p>/ 墓地使用权の承継の手続きが必要です。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>① 墓地使用权承継届（窓口で記入。郵送手続き希望の場合は，書類を郵送します。） ② 新たに使用者になる方と亡くなった方の関係性の分かる戸籍謄本，戸籍抄本，改製原戸籍等（写し可） ③ 墓地使用許可証（紛失の場合も手続き可）</p>	<p>☎ 2階 生活環境課 環境係 ☎0197-34-2340</p>

☑	手続きの内容	受付窓口
☐	<p>市営住宅にお住まいの方が亡くなったとき</p> <p>/ ○名義人が亡くなり、市営住宅を退去する場合 明渡し手続きが必要です。市営住宅管理センターへ。 《必要なもの》 ①相続代表者の認印 ②敷金等還付先（相続代表者名義）の口座番号等 がわかるもの</p> <p>○名義人が亡くなり、ご家族の方が引き続き居住する場合 入居の承継の手続き、保証人の変更手続きが必要です。市営住宅管 理センターまたは都市計画課等窓口へ。 《必要なもの》 ①承継する方の認印 ②亡くなった方の住民票除票 ③新保証人の所得 課税証明書 ④新保証人の印鑑証明書 ⑤新保証人の印鑑登録の印鑑 ⑥200 円の収入印紙 ※新保証人に記入いただく書類があります。</p> <p>○入居されているご家族の方が亡くなった場合 同居者異動届の提出が必要です。市営住宅管理センターまたは都市 計画課等窓口へ。 《必要なもの》 ①亡くなった方の住民票除票 ②名義人の認印</p> <p>なお、県営住宅については一般財団法人 岩手県建築住宅センターへ。 ☎019-623-4414</p>	<p>市営住宅管理センター (指定管理者：(株)寿広) 所在地：水沢字多賀6-3 ☎0197-24-1700</p> <p>⑤階 水沢総合支所事務局 地域整備担当 ☎0197-34-1579</p> <p>②階 都市計画課 住宅係 ☎0197-34-1665</p> <p>①階 地域支援グループ ☎0197-34-0265</p> <p>①階 地域支援グループ ☎0197-34-0315</p> <p>①階 地域支援グループ ☎0197-34-2364</p>
☐	<p>奥州市内の森林の所有者が亡くなったとき</p> <p>/ 相続で森林の土地を取得した場合、所有者となった日から 90 日以内 の届出。 《必要なもの》 ①当該土地の登記事項証明書（写し可）又はその他届出の原因を証明 する書面（写し可） ②森林の土地の位置を示す図面 ③認印</p>	<p>⑤階 農地林務課 林政国調係 ☎0197-34-1763</p>

☑	手続きの内容	受付窓口
☐	<p>奥州市内の農地の所有者が亡くなったとき</p> <p>/ 法務局への相続登記終了後に、農業委員会へ相続の届出。 《必要なもの》</p> <p>①認印 ②当該土地の登記完了証（写し）</p>	<p>Ⓜ 5階 農業委員会事務局 ☎0197-34-1754</p> <p>Ⓜ 1階 地域支援グループ ☎0197-34-1624</p> <p>Ⓜ 1階 地域支援グループ ☎0197-34-0264</p> <p>Ⓜ 1階 地域支援グループ ☎0197-34-0314</p> <p>Ⓜ 1階 地域支援グループ ☎0197-34-2363</p>

障がいのある方が亡くなったとき

☑	手続きの内容	受付窓口
□ / □	<p>身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方が亡くなったとき 手帳の返還の手続き。 ※申告や相続等の手続きで、手帳の等級等が必要になる場合有。事前に写しを取るなどの準備をしてから返還ください。 《必要なもの》 ①身体障害者手帳、療育手帳 ②届出者の認印</p>	<p>㊦ 2階福祉課 ☎0197-34-2325 ☎0197-34-2172 ㊧ 1階 健康福祉グループ ☎0197-34-2521</p>
□ / □	<p>精神障害者保健福祉手帳又は自立支援受給者証をお持ちの方が亡くなったとき 手帳および受給者証の返還の届出。(紛失の場合は届出不要。) 《必要なもの》 ①精神障害者保健福祉手帳, 自立支援受給者証 ②届出者の認印</p>	<p>㊦ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0273 ㊧ 健康福祉グループ (健康増進プラザ悠悠館内) ☎197-46-2977</p>
□ / □	<p>障害福祉サービス受給者証, 障害児通所支援受給者証, 地域生活支援事業受給者証をお持ちの方が亡くなったとき 受給者証の返還の手続き。(紛失の場合は届出不要。) 《必要なもの》 ①受給者証</p>	<p>㊦ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2368</p>
□ / □	<p>特別障害者手当, 障害児福祉手当, 経過的福祉手当を受けている方が亡くなったとき 手当喪失の手続き。手当受給者(亡くなった方)の扶養義務者として登録のある方は、受給者に未払手当がある場合、未払手当を請求可能。 《必要なもの》 扶養義務者の登録がない方 ①届出者の認印 扶養義務者の登録がある方 ①扶養義務者の認印 ②扶養義務者名義の通帳等</p>	<p>㊦ 2階 福祉課 ☎0197-34-2325</p>
□ / □	<p>特別児童扶養手当の対象児童が亡くなったとき, 又は手当を受けている方が亡くなったとき 手当喪失の手続き。 《必要なもの》 ①死亡記載のある戸籍謄本 ②認印 ③特別児童扶養手当証書 ④対象児童名義の通帳(手当を受けている方が亡くなったときで未払手当がある場合)</p>	

子どもや子育て世代の方が亡くなったとき

☑	手続きの内容	受付窓口
☐	<p>児童手当を受給している方</p> <p>○受給者が亡くなった時</p> <p>・未払い分(受給者が亡くなられた月まで)の児童手当について、児童名義の口座に振り込む手続きが必要となります。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①児童の認印 ②児童の通帳等</p> <p>・未払い分以降の児童手当を受給するための受給者変更手続きが必要です。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①養育者の通帳等 ②養育者の認印</p> <p>③養育者の健康保険証 ④養育者のマイナンバー確認書類</p> <p>○児童が亡くなった時</p> <p>児童手当の受給資格の変更手続きが必要です。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①受給者の認印 そのほか詳しい手続きについてはこども家庭課へ。</p>	<p>☎ 2階 こども家庭課 家庭福祉係 ☎0197-34-1585</p> <p>☎ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-2520</p> <p>☎ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0272</p> <p>☎ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-0318</p> <p>☎ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2367</p>
☐	<p>児童扶養手当を受給している方</p> <p>○受給者が亡くなった時</p> <p>未払い分(受給者が亡くなられた月まで)の児童扶養手当について、児童名義の口座に振り込む手続きが必要となります。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①死亡記載のある戸籍謄本 ②児童の認印 ③児童の通帳等 ④児童扶養手当証書</p> <p>今後、児童を養育することになる方が児童扶養手当を受給できる場合があります。詳しくはこども家庭課へ。</p> <p>○児童が亡くなった時</p> <p>児童扶養手当の受給資格の変更手続きが必要です。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①受給者の認印 ②児童扶養手当証書</p>	<p>☎ 2階 こども家庭課 家庭福祉係 ☎0197-34-1585</p> <p>☎ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-2520</p> <p>☎ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0272</p> <p>☎ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-0318</p> <p>☎ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2367</p>

☑	手続きの内容	受付窓口
☐	<p>保育所等※1 を利用している方</p> <p>/ ○保護者または家族が亡くなった時 世帯の状況※2 の変更手続きが必要です。 代表保護者が亡くなった場合、代表保護者の変更手続きを行います。</p> <p>《必要なもの》 新たな代表保護者の認印</p> <p>※1 保育所等：認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業 ※2 住民票上の世帯分離を含む、同居親族。また、単身赴任の保護者（父・母）や別居のきょうだい（同一生計）も含む。</p>	<p>㊦ 2階 保育こども園課 幼保支援係 ☎0197-34-1634</p> <p>㊩ 1階 健康福祉グループ ☎0197-34-2530</p> <p>㊰ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0277</p> <p>㊱ 健康福祉グループ (健康増進プラザ悠悠館内) ☎0197-46-2977</p> <p>㊲ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2372</p>

市税に関する手続き

☑	手続きの内容	受付窓口
☐	<p>奥州市内の土地・家屋の所有者が亡くなったとき</p> <p>○名義変更をするまでは、固定資産税の納付等を行うため、相続人の中から相続人代表者を選んでいただき、相続人代表者指定（変更）届出書を提出してください。</p> <p>※相続関係がわかる書類（戸籍等）、また、代表者になる方が市外在住の場合、住所がわかる書類（住民票、戸籍の附票）があればお持ちください。</p> <p>○土地・登記してある家屋の場合・・・法務局に相続登記の申請 《相続登記の手続き方法や必要なものは法務局へ》</p> <p>○登記していない家屋の場合・・・新たな所有者が決まりましたら、市役所で未登記家屋所有者変更手続きをしてください。</p> <p><u>詳しくは本庁の税務課へお問い合わせください。</u></p>	<p>【登記物件】</p> <p>盛岡地方法務局水沢支局 奥州市水沢字多賀 97 ☎0197-24-0511</p> <p>【未登記物件】</p> <p>Ⓟ3階 税務課 ☎0197-34-2376</p> <p>①1階 市民生活グループ ☎0197-34-2519</p> <p>㊦1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0271</p> <p>Ⓞ1階 市民生活グループ ☎0197-34-0317</p> <p>Ⓡ1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2366</p>
☐	<p>軽自動車・バイク・小型特殊自動車の所有者が亡くなったとき</p> <p>○四輪の軽自動車の場合・・・軽自動車検査協会での名義変更の手続き。 《名義変更の手続き方法や必要なものは軽自動車検査協会へ》</p> <p>○二輪（125CC 超）の場合・・・東北運輸局岩手運輸支局での名義変更の手続き。 《名義変更の手続き方法や必要なものは岩手運輸支局へ》</p> <p>○原付（125CC 以下）・小型特殊自動車の場合・・・市役所税務課での手続き。</p>	<p>【四輪の軽自動車】</p> <p>軽自動車検査協会岩手事務所 盛岡市湯沢 16 地割 15 番地 10 ☎050-3816-1833</p> <p>【二輪(125CC 超)】</p> <p>東北運輸局岩手運輸支局 矢巾町流通センター南二丁目 8-5 ☎050-5540-2010</p> <p>【原付・小型特殊】</p> <p>Ⓟ3階 税務課 ☎0197-34-2173</p>

	<p>《必要なもの》</p> <p>・新所有者の認印（新所有者は、相続人又は相続人代表者となります。1回の手続きで死亡者名義から他人への名義変更はできません）</p> <p>※所有者が亡くなったため原付等を廃棄処分・売却した場合は、廃車の手続きが必要です。ナンバープレートと相続人または相続人代表者の認印を持参ください。</p> <p><u>詳しくは本庁の税務課へお問い合わせください。</u></p>	<p>㊦ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-2519</p> <p>㊧ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0271</p> <p>㊨ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-0317</p> <p>㊩ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2366</p>
<p>□ /</p>	<p>亡くなった方の市税の納付について</p> <p>亡くなった方に未納の市税がある場合は、相続人の方に納付していただきます。</p> <p>未納の市税があるか不明の場合は、相続人の方が右記の窓口でお問い合わせください。（電話ではお答えしておりません。）</p> <p>なお、相続放棄をした場合は、相続放棄申述受理通知書の写し又は相続放棄申述受理証明書の写しを提出してください。</p> <p><u>詳しくは本庁の納税課へお問い合わせください。</u></p>	<p>㊰ 3階 納税課 ☎0197-34-2228</p> <p>㊦ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-2519</p> <p>㊧ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-0271</p> <p>㊨ 1階 市民生活グループ ☎0197-34-0317</p> <p>㊩ 1階 市民福祉グループ ☎0197-34-2366</p>

上下水道に関する手続き

☑	手続きの内容	受付窓口
☐	<p>水道, 下水道の使用者（請求先）の方が亡くなったとき / 水栓番号, 使用者番号のいずれかがわかるものを準備して、受付窓口に電話でご連絡ください。</p>	<p>奥州市上下水道部お客様センター 奥州市水沢字横町95 （メイプル西館2階） ☎0197-25-6700</p>
	<p>給水装置の所有者の方が亡くなったとき 給水装置所有者変更届の提出が必要です。 《必要なもの》 認印</p>	<p>①3階 水道課 給水装置工事窓口 ☎0197-34-2529</p>
☐	<p>下水道事業受益者負担金（分担金）, 農業集落排水事業受益者分担金を / 現在納めている方が亡くなったとき 手続きが必要な方のみ, 担当課より後日, 受益者変更届を郵送します。</p>	<p>①3階 下水道課 排水係 ☎0197-34-1651</p>
☐	<p>浄化槽を管理している方が亡くなったとき / 浄化槽管理者変更報告書の提出が必要です。これまで契約していた浄化槽の保守点検業者へ手続きを依頼すると便利です。 《必要なもの》 認印</p>	<p>①3階 下水道課 排水係 ☎0197-34-1651</p>

犬を飼っている方，特定動物の飼養許可を受けている方，住んでいる方が亡くなり 空き家となったとき

☑	手続きの内容	受付窓口
☐	<p>犬を飼っている方が亡くなったとき / 飼主の変更届の提出が必要です。 《必要なもの》 犬の登録事項変更届（窓口で記入していただきます）</p> <p>※新しい飼主は，犬の所在地の市町村で届出してください。その際，鑑札と狂犬病予防接種の注射済票をご持参ください。これらを紛失している場合は，その旨をお話しして手続きください。</p>	<p>⑨ 2階 生活環境課 環境係 ☎0197-34-2340</p> <p>⑩ 1階 地域支援グループ ☎0197-34-1622</p> <p>⑪ 1階 地域支援グループ ☎0197-34-0262</p> <p>⑫ 1階 地域支援グループ ☎0197-34-0312</p> <p>⑬ 1階 地域支援グループ ☎0197-34-2361</p>
☐	<p>動物の飼養（収容）の許可を受けている方が亡くなったとき / 奥州市で動物飼養（収容）許可を受けている場合は，飼養（収容）者死亡（解散）届の提出が必要です。 ※県知事が指定する区域内において，牛，馬，豚，めん羊，やぎ，犬，鶏，あひる等を県の条例で定める数以上に飼養（収容）する方は，動物飼養（収容）許可を受ける必要があります。 《必要なもの》 ① 飼養（収容）者死亡（解散）届（窓口で記入していただきます） ② 許可証 ③ 認印</p>	<p>⑨ 2階 生活環境課 環境係 ☎0197-34-2340</p>
☐	<p>住んでいる方が亡くなり空き家となったとき，又は奥州市内の空き家の所有者がなくなったとき / 相続登記等の手続き終了後に，空家対策室に空き家管理者等届の提出をお願いします。 ○登記してある家屋の場合・・・法務局に相続登記の申請後 ○登記していない家屋の場合・・・税務課に未登記家屋の所有者名義変更届を提出した後。</p> <p>※市では，空き家の管理や土地や建物の利活用（空き家バンク登録を含む。）に関するご相談も承っております。</p>	<p>⑨ 2階 生活環境課 空家対策室 ☎0197-34-2344</p>